

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5214395号
(P5214395)

(45) 発行日 平成25年6月19日(2013.6.19)

(24) 登録日 平成25年3月8日(2013.3.8)

(51) Int. Cl.		F I	
B 4 2 D 11/00	(2006.01)	B 4 2 D 11/00	E
B 4 2 D 15/04	(2006.01)	B 4 2 D 15/04	J

請求項の数 7 (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2008-262711 (P2008-262711)
(22) 出願日	平成20年10月9日 (2008.10.9)
(65) 公開番号	特開2010-89414 (P2010-89414A)
(43) 公開日	平成22年4月22日 (2010.4.22)
審査請求日	平成23年10月11日 (2011.10.11)

(73) 特許権者	390029148 大王製紙株式会社 愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号
(74) 代理人	100082647 弁理士 永井 義久
(72) 発明者	山本 大樹 東京都豊島区北大塚1丁目13番4号 コンピュータ印刷株式会社内
審査官	榎 俊秋

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 配送伝票用シート

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

上基材と下基材とを有し、上基材の裏面と下基材の表面とが対面するように積層され、
上基材表面に第1情報記入部と第1無記入部とを有し、前記第1情報記入部と第1無記入部はそれぞれ切り取り補助線で囲まれ、第1無記入部は第1情報記入部と切り取り補助線を介して配され、

下基材裏面に第2情報記入部、第3情報記入部を有し、下基材表面の前記第3情報記入部の裏部分に第4情報記入部を有し、第2情報記入部と第3情報記入部が切り取り補助線で囲まれ、第3情報記入部は第2情報記入部と切り取り補助線を介して配されるとともに、第2情報記入部が第1無記入部に、第3情報記入部が第1情報記入部に、それぞれ重なる位置に配され、

上基材表面の第1情報記入部の少なくとも一部に第1複写部を、下基材表面の第4情報記入部の少なくとも一部に第2複写部を有し、

下基材表面の前記第1無記入部が重なる部分に第1複写機能層を有し、前記第1複写部は少なくともこの第1複写機能層の複写機能により被複写可能であり、

上基材表面の前記第1複写部の裏に相当する部分に第2複写機能層を有し、

前記第2複写部は少なくともその第2複写機能層の複写機能により被複写可能であり、

上基材裏面の周縁部の少なくとも一部に粘着部を有し、

下基材の前記粘着部に対応する部位に分割補助線を有し、

下基材は、少なくとも分割補助線より縁側の領域において前記粘着部に対して剥離可能

10

20

とされ、この領域の剥離により前記粘着部の一部又は全部が露出される、
ことを特徴とする配送伝票用シート。

【請求項 2】

前記第 1 無記入部を切り離し、切り離された部分に相当する下基材の第 2 情報記入部を切り取り補助線に沿って三方を切り離し、残り一方の切り取り補助線に従って上基材側に折り返して第 1 情報記入部の少なくとも一部に重ねることにより、第 2 情報記入部に対して印圧をもって記入した情報が第 1 複写部及び第 2 複写部に複写される、請求項 1 に記載の配送伝票用シート。

【請求項 3】

前記第 1 複写機能層がカーボン層であり、前記第 2 複写機能層が発色剤層であり、下基材表面の前記第 2 複写部に相当する部分に顕色剤層が配されている、請求項 1 または 2 に記載の配送伝票用シート。

10

【請求項 4】

前記上基材表面に第 5 情報記入部を有し、
前記下基材裏面に、第 6 情報記入部を有し、第 6 情報記入部が切り取り補助線で囲まれるとともに、第 2 無記入部が第 5 情報記入部にそれぞれ重なる位置に配され、
上基材表面の第 5 情報記入部の裏部分と周縁部に粘着部を有し、
下基材の前記粘着部に対応する部位に分割補助線を有し、
下基材は少なくとも前記粘着部に対して剥離可能とされ、この領域の剥離により前記粘着部の一部又は全部が露出される、
請求項 1 から 3 のいずれかに記載の配送伝票用シート。

20

【請求項 5】

前記第 1 情報記入部、第 3 情報記入部及び / 又は第 6 情報記入部の内部に切り取り補助線を 1 本以上有し、前記情報記入部を 2 つ以上に分割することが可能な請求項 1 から 4 のいずれかに記載の配送伝票用シート。

【請求項 6】

上基材と下基材は、第 2 情報記入部、第 3 情報記入部に対応する部位の外側周縁部に剥離不能な接着部分を有し、さらに前記剥離不能な接着部分の外側周縁部に剥離可能な接着部分を有し、前記剥離不能な接着部分と剥離可能な接着部分の境界線に分割補助線が形成されている請求項 1 から 5 のいずれかに記載の配送伝票用シート。

30

【請求項 7】

上基材と下基材は、第 2 情報記入部、第 3 情報記入部及び第 6 情報記入部に対応する部位の外側周縁部に剥離不能な接着部分を有し、さらに前記剥離不能な接着部分の外側周縁部及び第 5 情報記入部に対応する部位に剥離可能な接着部分を有し、前記剥離不能な接着部分と剥離可能な接着部分の境界線に分割補助線が形成されている請求項 4 または 5 記載の配送伝票用シート。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、宛先情報等を記入して配送品に貼付して用いる配送伝票用シートに関し、特に、インパクトプリンタ、ノンインパクトプリンタを用いて印字・印刷可能な配送伝票用シートに関する。

40

【背景技術】

【0002】

配送伝票用シートにおいては、記入情報の複写が必要な場合には、バックカーボン紙やノーカーボン紙等の複写機能を有する帳票を複数枚重ねて綴じ合わせた複写構造のものが用いられている。

この構造の配送伝票用シートは、紙面がコンパクトであり、手書きによっても複写が可能であるといった利点があるが、高速印字が可能であるとともに普及率の高いインクジェットプリンタやレーザープリンタ等のノンインパクトプリンタが利用できないという欠点

50

がある。

しかし、配送伝票用シートに記入するすべての情報について複写が必要ではない場合もあり、このような複写の必要ではない情報について高速なノンインパクトプリンタによる印字が可能となれば利便性が高まるとともに、コストの削減にも繋がる。

【特許文献 1】特開平 7 - 1 3 4 5 5 4 公報

【特許文献 2】特開平 1 1 - 2 8 8 7 6 号公報

【特許文献 3】特開 2 0 0 7 - 1 1 5 0 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 3 】

10

そこで、本発明の主たる課題は、複写不要な情報についてはノンインパクトプリンタによって高速に印字をすることができ、複写が必要な情報についてはインパクトプリンタや手書き等によって複写を取ることができる、プリンタ印刷に適した厚さの配送伝票用シートを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 4 】

上記課題を解決した本発明は次記のとおりである。

< 請求項 1 記載の発明 >

上基材と下基材とを有し、上基材の裏面と下基材の表面とが対面するように積層され、上基材表面に第 1 情報記入部と第 1 無記入部とを有し、前記第 1 情報記入部と第 1 無記入部はそれぞれ切り取り補助線で囲まれ、第 1 無記入部は第 1 情報記入部と切り取り補助線を介して配され、

20

下基材裏面に第 2 情報記入部、第 3 情報記入部を有し、下基材表面の前記第 3 情報記入部の裏部分に第 4 情報記入部を有し、第 2 情報記入部と第 3 情報記入部が切り取り補助線で囲まれ、第 3 情報記入部は第 2 情報記入部と切り取り補助線を介して配されるとともに、第 2 情報記入部が第 1 無記入部に、第 3 情報記入部が第 1 情報記入部に、それぞれ重なる位置に配され、

上基材表面の第 1 情報記入部の少なくとも一部に第 1 複写部を、下基材表面の第 4 情報記入部の少なくとも一部に第 2 複写部を有し、

下基材表面の前記第 1 無記入部が重なる部分に第 1 複写機能層を有し、前記第 1 複写部は少なくともこの第 1 複写機能層の複写機能により被複写可能であり、

30

上基材表面の前記第 1 複写部の裏に相当する部分に第 2 複写機能層を有し、

前記第 2 複写部は少なくともその第 2 複写機能層の複写機能により被複写可能であり、

上基材裏面の周縁部の少なくとも一部に粘着部を有し、

下基材の前記粘着部に対応する部位に分割補助線を有し、

下基材は、少なくとも分割補助線より縁側の領域において前記粘着部に対して剥離可能とされ、この領域の剥離により前記粘着部の一部又は全部が露出される、

ことを特徴とする配送伝票用シート。

【 0 0 0 5 】

< 請求項 2 記載の発明 >

40

前記第 1 無記入部を切り離し、切り離された部分に相当する下基材の第 2 情報記入部を切り取り補助線に沿って三方を切り離し、残り一方の切り取り補助線に従って上基材側に折り返して第 1 情報記入部の少なくとも一部に重ねることにより、第 2 情報記入部に対して印圧をもって記入した情報が第 1 複写部及び第 2 複写部に複写される、請求項 1 に記載の配送伝票用シート。

【 0 0 0 6 】

< 請求項 3 記載の発明 >

前記第 1 複写機能層がカーボン層であり、前記第 2 複写機能層が発色剤層であり、下基材表面の前記第 2 複写部に相当する部分に顕色剤層が配されている、請求項 1 または 2 に記載の配送伝票用シート。

50

【 0 0 0 7 】

< 請求項 4 記載の発明 >

前記上基材表面に第 5 情報記入部を有し、
 前記下基材裏面に、第 6 情報記入部を有し、第 6 情報記入部が切り取り補助線で囲ま
 るとともに、第 2 無記入部が第 5 情報記入部にそれぞれ重なる位置に配され、
 上基材表面の第 5 情報記入部の裏部分と周縁部に粘着部を有し、
 下基材の前記粘着部に対応する部位に分割補助線を有し、
 下基材は少なくとも前記粘着部に対して剥離可能とされ、この領域の剥離により前記粘
 着部の一部又は全部が露出される、
 請求項 1 から 3 のいずれかに記載の配送伝票用シート。

10

【 0 0 0 8 】

< 請求項 5 記載の発明 >

前記第 1 情報記入部、第 3 情報記入部及び / 又は第 6 情報記入部の内部に切り取り補助
 線を 1 本以上有し、前記情報記入部を 2 つ以上に分割することが可能な請求項 1 から 4 の
 いずれかに記載の配送伝票用シート。

【 0 0 0 9 】

< 請求項 6 記載の発明 >

上基材と下基材は、第 2 情報記入部、第 3 情報記入部に対応する部位の外側周縁部に剥
 離不能な接着部分を有し、さらに前記剥離不能な接着部分の外側周縁部に剥離可能な接着
 部分を有し、前記剥離不能な接着部分と剥離可能な接着部分の境界線に分割補助線が形成
 されている請求項 1 から 5 のいずれかに記載の配送伝票用シート。

20

【 0 0 1 0 】

< 請求項 7 記載の発明 >

上基材と下基材は、第 2 情報記入部、第 3 情報記入部及び第 6 情報記入部に対応する部
 位の外側周縁部に剥離不能な接着部分を有し、さらに前記剥離不能な接着部分の外側周縁
 部及び第 5 情報記入部に対応する部位に剥離可能な接着部分を有し、前記剥離不能な接着
 部分と剥離可能な接着部分の境界線に分割補助線が形成されている請求項 4 または 5 記載
 の配送伝票用シート。

【 発明の効果 】

【 0 0 1 1 】

本発明によれば、複写不要な情報についてはノンインパクトプリンタによって高速に印
 字をすることができ、複写が必要な情報についてはインパクトプリンタや手書き等によっ
 て複写を取ることができる配送伝票用シートが提供される。

30

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 1 2 】

次いで、本発明の実施形態を図 1 ~ 9 を参照しながら以下に詳述する。

なお、図 1 は、本発明の配送伝票用シートの平面図であるとともに、上基材の表面を示
 す図であり、図 2 は、上基材の裏面を示す図である。

図 3 は、下基材の表面を示す図であり、図 4 は、本発明の配送伝票用シートの裏面図で
 あるとともに、下基材の裏面を示す図である。

40

図 5 は、図 1 の A - A 断面図であり、図 6 は、図 1 の B - B 断面図であり、図 7 は、図
 1 の C - C 断面図であり、図 8 は、図 1 の D - D 断面図である。

図 9 は、当該配送伝票用シートの使用方法例を示したものである。

【 0 0 1 3 】

『 構造例 』

本形態の配送伝票用シート X 1 は、上基材 1 と下基材 2 とを有し、上基材の裏面 1 B と
 下基材の表面 2 A とが対面するように積層された 2 層構造をなしている。

そして、特に図 1 に示すように、上基材の表面 1 A には、フレキソ印刷、オフセット印
 刷、グラビア印刷等の既知の印刷技術により枠欄や当該枠内に記載すべき情報を指定する
 表示等を印刷することで、第 1 情報記入部としての配達者控え 1 3 と第 1 無記入部として

50

の切り取り部 1 2 と第 5 情報記入部としての宛先表示部 1 1 とが形成されている。切り取り部 1 2 については、特に印刷などにより記載内容を指定する必要がないが、上に掲げた印刷法によって何らかの説明書き等を施してもよい。

このうち特に切り取り部 1 2 と配達者控え部 1 3 とは隣接して配される。

【 0 0 1 4 】

なお、ここでの記載すべき情報とは、例えば、配送先情報、依頼主連絡先、整理番号、集配日、配達予定日、配送品名等である。

【 0 0 1 5 】

他方、切り取り部 1 2 及び配達者控え部 1 3 の各部は、矩形に配された切り取り補助線 L 1 で全周囲まれて区画分けされており、上基材 1 の他の部分からそれぞれ分離可能となっている。

10

【 0 0 1 6 】

また、図示の形態では、好ましい形態として、各部の縁が配送伝票用シート X 1 の縁 E に重ならないように、中央側に偏位して配されており、配送伝票用シートの周縁に余剰の周縁部 Z e が形成されている。

【 0 0 1 7 】

なお、本形態では、好ましく、切り取り補助線 L 1 で矩形に囲まれる適宜の部のコーナーが小三角状にカットされたいわゆるコーナーカット 4 0 が施されており、切り取り開始端として当該コーナーが摘みやすくなっている。

【 0 0 1 8 】

20

ここで、切り取り補助線 L 1 とは、当該線に沿って切断されるように配した、ミシン目線、スリット線、ハーフスリット線などであり、最も好ましい切り取り補助線は、意図せず切断し難く、必要時に所定方向に向かって順次ミシン目線が裂けるジッパーミシン目線である。

【 0 0 1 9 】

他方、上基材の裏面 1 B の切り取り部 1 2 に対応する部位に余白部 1 5、配達者控え部 1 3 に対応する部位に余白部 1 6 が配されている。すなわち、前記切り取り部 1 2 と余白部 1 5、前記配達者控え部 1 3 と余白部 1 5 とはそれぞれ表裏の関係となっている。

【 0 0 2 0 】

ここで、上基材 1 は前記下基材 2 に対して、余白部 1 5、1 6 の部位では非接着とされ、この非接着部分の外周縁に粘着部 3 0 を有し、粘着部 3 0 は離型処理がされていない非離型処理部 3 1 と対応する部分に当たるため、剥離不能に接着されている。

30

【 0 0 2 1 】

従って、切り取り部 1 2 及び配達者控え部 1 3 については、切り取り補助線 L 1 の切り取りにより上基材 1 の他の部分及び下基材 2 から分離され、切り抜かれるようにして各々別体のシートとなる。本形態では第 1 情報記入部は配達者控え部 1 3 の 1 つのシートとなるが、必要に応じて切り取り補助線を入れ、2 つ以上に分割する形態とすることも可能である。

【 0 0 2 2 】

さらに、上基材の裏面 1 B には、宛先表示部 1 1 の裏面に当たる部位及び前記粘着部 3 0 の外周縁から前記余剰の周縁部 Z e を含み伝票の縁に至るまでの領域も粘着剤層 1 7 とされている。ただし、この粘着剤層 1 7 に対応する領域には、離型処理部 2 0 B があり、上基材と下基材とは剥離可能に接着されている。

40

【 0 0 2 3 】

前記粘着部 3 0、粘着剤層 1 7 は、ホットメルト粘着剤、アクリル系粘着剤、天然ゴム系粘着剤、合成ゴム系粘着剤、シリコン系粘着剤等の既知の粘着剤が層状、薄膜状、網目状に配される。

【 0 0 2 4 】

粘着部 3 0、1 7 の厚さは、特に限定されない。通常は、1 0 ~ 5 0 μm 、好ましくは 2 0 ~ 3 0 μm 程度である。1 0 μm 以下だと粘着力が不足し、切取り片が紛失する恐れ

50

があり、50 μm以上になると粘着剤が基材からはみ出す恐れがある。なお、上記掲げた粘着剤のなかで最も好ましいのは乾燥性に優れるホットメルト粘着剤である。

【0025】

他方、前記剥離可能な接着部分である粘着剤層17と剥離不能な接着部分である粘着部30との境界線に対応する線上には、下基材にのみ分割補助線としてのスリットが形成されており、下基材の、粘着剤層17と重なる部分のみを剥離し、粘着剤層17を露出することが可能となっている。従って、この露出された粘着剤層17を介して配送伝票用シートX1は、配送品に貼付可能となる。また、本形態では、剥離不能な粘着部30の存在により上基材と下基材が剥離不能に接着されていることにより、下基材の上記剥離部分の剥離をより容易とする構成となっている。外周縁に配される粘着部30の幅は5mm程度あればよい。

10

【0026】

なお、剥離可能な粘着剤層17と剥離不能な粘着部30については、下記のとおり下基材の離型処理の有無等によって、その剥離可能であるか剥離不能であるかを相違させるようにするのがよいが、異なる粘着剤を用いて粘着剤層17、30を形成することでかかる相違を持たせることも可能である。ただし、同種の粘着剤を用いて、下基材の処理によって剥離可能及び剥離不能な粘着部とするのが望ましい。

【0027】

他方、前記下基材表面2Aの前記粘着剤層17に対応する部位が、シリコン、長鎖アルキルポリマー、ポリオレフィン、アルキド樹脂、フッ素化合物等の離型剤を層状、薄膜状、網目状に配した離型処理部20Bがあるが、剥離不能な粘着部30においては対応する部位に離型処理がされていない。従って、下基材2と上基材1とは、前記上基材1の粘着剤層17を介して剥離可能に接着されている。

20

【0028】

また、下基材表面2A上の切り取り部12と重なる位置にカーボン層21を有し、カーボン層21に隣接して第4情報記入部として第2複写部22を有する。

【0029】

他方、下基材の裏面2Bには、第2情報記入部として発送者控え部24が配され、少なくともその一部が複写用情報記入部23を形成している。前記複写用情報記入部23は、前記カーボン層の裏に位置し、切り取り部12に重なる形で配されている。また2Bには第3情報記入部としての受取人控え部25と第6情報記入部としての受領証部26が隣接しており、上基材の配達者控え部13に重なる位置に配される。第6情報記入部として設けている受領証部26は必要に応じて2つ以上に分割する形態をとることも可能である。

30

【0030】

また、本形態の下基材2には、図示されるように複写用情報記入部23と発送者控え部を含む部分と、受取人控え部25、受領証部26をそれぞれ分離可能とするミシン目線等の切り取り補助線L2が形成されている。本形態では、受取人控え部25、受領証部26に対応する下基材表面に受取人控、受領証等の印字をしておくことも可能で、配送者がどの部分が受領書かわかりやすくなる。

【0031】

他方、本形態の配送伝票用シートX1における上基材1及び下基材2はノーカーボン紙であり、より詳細には、上基材1が、表面1Aに発色剤層も顕色剤層も有さずかつ裏面1Bに第2複写機能層としての発色剤層10Aを有するいわゆる上用紙であり、下基材2が、表面2Aに顕色剤層20Aを有し、裏面2Bに発色剤層も顕色剤層も有さない、いわゆる下用紙である。

40

【0032】

本形態の配送伝票用シートX1では、上基材表面1Aに第1複写部14、切り取り部12、下基材表面2Aに第1複写機能層としてのカーボン層21と第2複写部22、下基材裏面2Bに複写用情報記入部23が配されており、切り取り部12を切り離し、切り離された開口部に相当するカーボン層21を含む下基材の一部を、切り離された開口部から上

50

基材側に折り返すことにより、複写用情報記入部 2 3、カーボン層 2 1、第 1 複写部 1 4 及び第 2 複写部 2 2 が重なり、また、それらの間に粘着剤層 1 7 や粘着部 3 0 が介在しないことから、下基材裏面 2 B の複写用情報記入部 2 3 に対して印圧をもって記入した情報が既知のカーボン紙、ノーカーボン紙の原理により第 1 複写部 1 4 及び第 2 複写部 2 2 に対して複写される。

【 0 0 3 3 】

なお、本発明において顕色剤層を構成する顕色剤、発色剤層を構成する発色剤、或いはノーカーボン紙の番手については、特に限定されない。手書き記入や用いるノンインパクトプリンタの使用を考慮して適宜選定すればよい。

【 0 0 3 4 】

なお、本発明の配送伝票用シートにおける複写機能については、この形態に限定されない。例えば、図示はしないが、第 1 複写機能層を有する下基材表面 2 A にカーボン層を設けず、下基材を、下基材表面 2 A に発色剤層と顕色剤層を有するセルフ紙としてもよい。その際、第 1 複写部を含む上基材 1 A に顕色層を設けることにより、第 1 複写機能層と対面した第 1 複写部への複写情報の表示が可能となる。また、ノーカーボン紙を用いずに、上基材裏面の第 2 複写部 2 2 に対面する部分にカーボン層を設けたバックカーボン紙としてもよい。その際は、第 2 複写部表面、つまり下基材表面 2 A を、カーボン発色を妨げない構造とすることで被複写機能が発現する。

【 0 0 3 5 】

なお、本発明における各基材ベースとなる原紙は、特に限定されない。クラフト紙、上質紙、グラシン紙、パーチメント紙、レーヨン紙、コート紙等を使用することができる。

【 0 0 3 6 】

ただし、上基材 1 については、配送時に風雨に暴露される可能性があることから、耐水性に優れる基材とするのが望ましい。また、表面 1 A には湿潤紙力増強剤を塗布して湿潤時の紙力を向上させる処理をするのが望ましい。

【 0 0 3 7 】

また、本発明の配送伝票用シートにおいては、上述の複写機能を発揮させるべく、積層時における紙厚を 3 3 5 μm 以下、特に 2 3 0 μm 以下とするのが望ましい。紙厚が 3 3 5 μm を超えると手書きで複写部に記入をした際、筆圧が弱いと、複写機能が発揮できなくなる可能性がある。また、ノンインパクトプリンタで印刷する際に紙詰まりが起こりやすくなる問題がある。

【 0 0 3 8 】

なお、第 1 情報記入部、第 3 情報記入部は内部に分割補助線を有してもよく、本配送伝票用シート X 1 として、宛先表示部 1 1 を第 1 情報記入部に、受領証部 2 6 を第 1 情報記入部又は第 3 情報記入部に有する形態をとることも可能である。

【 0 0 3 9 】

『使用方法例』

次いで、上記本形態の配送伝票用シート X 1 の使用方法例を説明する。使用方法例を図 9 に示す。

まず、インクジェットプリンタ、レーザープリンタ等のノンインパクトプリンタによって、上基材の表面 1 A に形成された宛先表示部 1 1、配達者控え部 1 3、及び下基材の裏面 2 B に形成された発送者控え部 2 4、受取人控え部 2 5、受領証部 2 6 に必要な情報を印刷する。このとき、本配送伝票用シート X 1 は、1 1 及び 1 3、あるいは 2 4、2 5 及び 2 6 が同一面に形成されているため、1 1 及び 1 3、あるいは 2 4、2 5 及び 2 6 に対して一度に印字・印刷をすることができる。なお、ここでの必要な情報とは、例えば、受取人や依頼主の氏名・会社名・住所などの連絡先・配送先、配送品の品名等である。

【 0 0 4 0 】

ついで、切り取り部 1 2 を切り取り補助線に従って切り取る (9 - 1)。切り取り部 1 2 を切り取った開口部に露出されたカーボン層 2 1 について、配達者控え部 1 3 との隣接部以外の三片の切り取り補助線に従って切り (9 - 2)、1 3 との隣接部を折り返し線と

10

20

30

40

50

して、13に21が対面するように折り返す(9-3)。折り返されて13の上に重なった複写用情報記入部23に必要な情報を記入する。このとき情報記入部23に対しては、手書き又はインパクトプリンタにより情報を記入する。この手書き又はインパクトプリンタによる複写用情報記入部23へ情報記入を行なうと、前記複写機能によって第1複写部14及び第2複写部21に、当該記入情報と同じ情報が複写される。

【0041】

この複写する情報は、特に限定されないが、受取人、配達業者、依頼主である発送者の間で共有したい情報等であり、例えば、配達業者において配送品を配送する過程で配送品が破損してしまった際の免責事項に対して依頼主が同意したことを表示する依頼主のサインや、配送品の内容について違法性がないことの宣誓情報等が挙げられる。

10

【0042】

また、パソコン、家電などを修理や不良品回収等の諸事情のために販売メーカーが製品を回収する際や、引っ越しの荷物など、配達業者が預かる荷物の梱包作業を行うような配送システムにおいて本伝票を用いるのであれば、当該荷物の梱包前の状態を配達業者が書き入れるチェック欄や、このチェック欄の内容に相違がないことに同意する依頼主のサイン等も挙げられる。

【0043】

したがって、上述の情報記入部、第1複写部、第2複写部を構成する枠欄や当該枠内に記載すべき情報を指定する表示等は、かかる情報に関する事項が例示できる。なお、発送者控え部24における複写用条項記入部23以外の部分に対する記入については、ノンインパクトプリンタ、インパクトプリンタ、手書きのいずれの記入態様をも採ることができ、特に限定されない。

20

【0044】

発送者控え部24を含む紙片を切り離し、発送者控えとする(9-4)。上基材裏面1Bの粘着剤層17に対面している下基材表面20Bは離型処理されており、スリットSにより下基材の他の部分と分断されているので、下基材の20Bに相当する部分は問題なく上基材から剥離され、それとともに上基材の粘着剤層17が露出される。次いで、露出された上基材裏面1Bの粘着剤層17を介して配送品に当該配送伝票用シートを貼付する。このとき、受取人控え部25、受領証部26には粘着剤が配されていないためこれらの部分は配送伝票用シートX1が配送品に貼付された後も配送品に対しては自由となっている。

30

【0045】

発送者はこの状態において、配達業者や運送会社等の配達者に対して配送品を受け渡して、配送品の配送を依頼する。配達者は、配送品を受け取った後に、上基材1の配達者控え部13に係る切り取り補助線L1を切断して、配達者控え部13を別体にしてこれを配達者の控えとする(9-5)。この配達者控え部の少なくとも一部は、第1複写部となっているため、前記複写用情報記入部23に記入した情報の複写が取られている。

【0046】

配達者は、その後に宛先表示部等の表示にしたがって配送品を受取人へ配送し、受取人へ配送品を受け渡す。このとき、配達者は受領証部26にかかる切り取り補助線L2を切断して配送品より分離し、これに受取人より受領確認の押印やサインをもらって受領証とする(9-6)。

40

【0047】

配送品を受け取った受取人は、配送品の梱包を解いて梱包物を確認するとともに、L2を切断して受取人控え部25を配送品より分離し、受取人控えとする(9-7)。このとき、本配送伝票用シートX1では、受取人控え部25の裏に当たる部分が第2複写部22となっており、前記複写情報記入部23に記載された内容が複写されている。そのため、例えば複写された情報が梱包物の梱包前の状態に関する情報であれば梱包物と第2複写部22の情報とを照合して配達時に梱包物の破損が生じなかったかを確認する。

【0048】

50

かくして、配送品の配送が完了し、この時点で、発送者には自身で記入した情報記入部と依頼主控え情報とが手元に控えとして残り、配達業者には受領証と配達者控えと依頼主が記入した情報の複写が残り、受取人には受取人控えと依頼主が記入した情報の複写が残る。

【 0 0 4 9 】

このように本発明の配送伝票用シートは、上基材の表面の各部に記入した情報に基づいて、宛先への配達及び受領の確認といった配送の基本的機能が達成されるとともに、発送者が記入した情報の複写を配達業者及び受取人が得ることができる。

【 0 0 5 0 】

そして、その上基材の表面に配された配達の基本的機能を達成するための宛先表示部、受領証部、配達者控え部及び受取人控え部についてはノンインパクトプリンタによって情報を記入することができ、複写が必要な情報については、インパクトプリンタ、手書きによって記入することができる。

10

【 0 0 5 1 】

以上、詳述のとおり本発明の配送伝票用シートは、極めて利便性に優れるとともに機能的な配送伝票用シートである。

【産業上の利用可能性】

【 0 0 5 2 】

本発明は、配送品に貼付して用いる配送伝票用シートに利用可能である。

【図面の簡単な説明】

20

【 0 0 5 3 】

【図 1】本発明の配送伝票用シートの平面図であるとともに、上基材の表面を示す図である。

【図 2】上基材の裏面を示す図である。

【図 3】下基材の表面を示す図である。

【図 4】本発明の配送伝票用シートの裏面図であるとともに、下基材の裏面を示す図である。

【図 5】図 1 の A - A 断面図である。

【図 6】図 1 の B - B 断面図である。

【図 7】図 1 の C - C 断面図である。

30

【図 8】図 1 の D - D 断面図である。

【図 9】本発明の配送伝票用シートの使用方法例である。

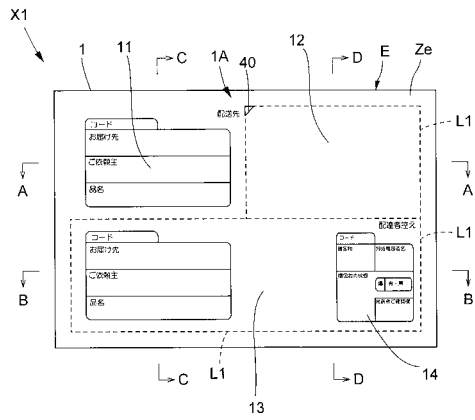
【符号の説明】

【 0 0 5 4 】

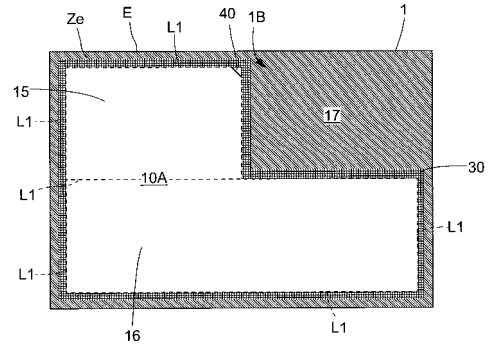
1 ... 上基紙、1 A ... 上基材表面、1 B ... 上基材裏面、2 ... 下基材、2 A ... 下基材の表面、2 B ... 下基材の裏面、L 1 , L 2 ... 切り取り補助線、S ... スリット、1 0 A ... 発色剤層、2 0 A ... 顕色剤層、2 0 B ... 離型処理部、1 1 ... 宛先表示部、1 2 ... 切り取り部、1 3 ... 配達者控え部、1 4 ... 第 1 複写部、1 5 ... 余白部、1 6 ... 余白部、1 7 ... 粘着剤層、1 8 ... 剥離層、2 1 ... カーボン層、2 2 ... 第 2 複写部、2 3 ... 複写用情報記入部、2 4 ... 発送者控え部、2 5 ... 受取人控え部、2 6 ... 受領証部、3 0 ... 粘着部、3 1 ... 非離型処理部、4 0 ... コーナーカット隅部、E ... 配送伝票用シートの縁、Z e ... 配送伝票用シートの周縁部、X 1 ... 配送伝票用シート。

40

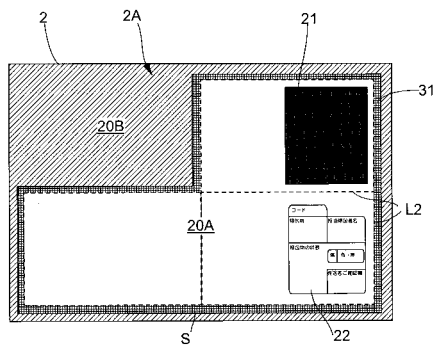
【図1】



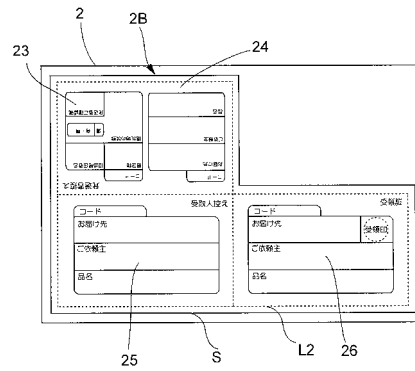
【図2】



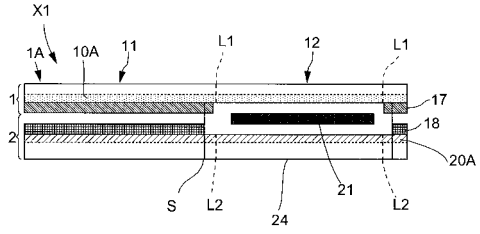
【図3】



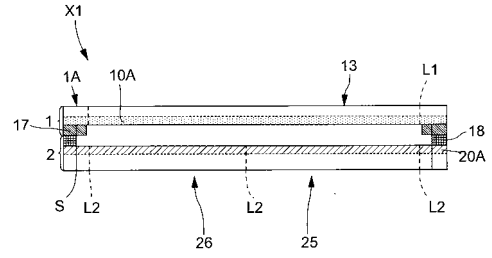
【図4】



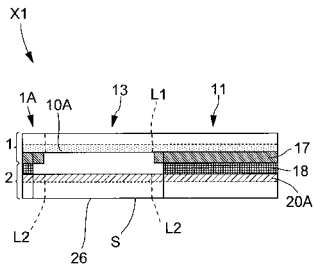
【 図 5 】



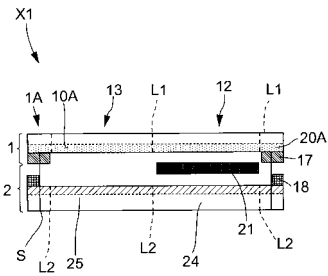
【 図 6 】



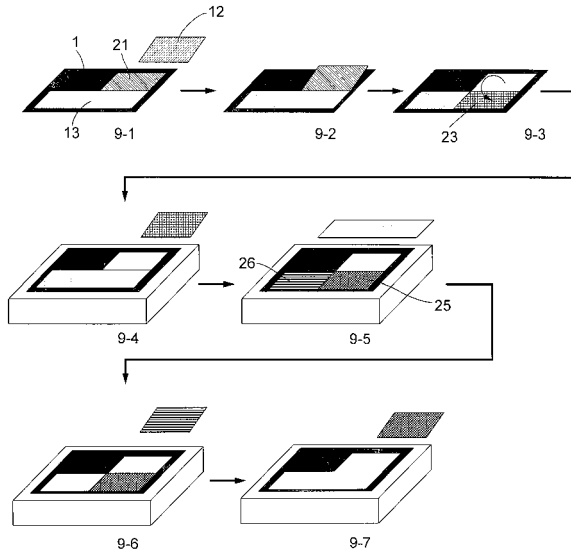
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2005-125599(JP,A)
特開2000-071649(JP,A)
登録実用新案第3112423(JP,U)
実開昭61-162474(JP,U)
特開2008-030417(JP,A)
特開2005-132020(JP,A)
特開2002-337487(JP,A)
実開平03-002377(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B42D 1/00 - 19/00